令和３年７月 30 日

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

大雪・風水害における臨時休園等ガイドライン及び
地震における臨時休園等ガイドラインについて

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、水害や土砂災害が全国で多く発生しています。令和元年は台風 19 号の被害も甚大であり、昨年も台風９号、台風 10 号が九州地方を中心に多くの被害をもたらしました。また、平成 26 年には福生市でも 30ｃｍ以上の積雪となる大雪による被害もありました。このような状況の中、国はこれまで臨時休園をしないよう各自治体に依頼していましたが、災害発生時における臨時休園等の基準の策定のお願いが昨年７月にございました。

これらの状況を受け、福生市では「大雪・風水害における臨時休園等ガイドライン」「地震における臨時休園等ガイドライン」を令和２年 12 月に制定しました。

このガイドラインは、福生市が市内の保育施設に対して、どのような状況でどのような対応を行うかを定めたものです。

各保育施設は、このガイドラインを踏まえ、避難準備や避難行動等の計画を策定することになります。

各保育施設における対応は、各保育施設にお問い合わせください。

※大雪・風水害における臨時休園等ガイドライン、地震における臨時休園等ガイドライン（抜粋、一部わかりやすく改変）

※福生市地域防災計画（平成 30 年度修正）が災害対策基本計画の改正に伴い一部修正したことに伴って、令和３年７月に本ガイドラインも一部修正しました。

４　地域防災計画におけるタイムライン（防災行動計画）について

（１）大雪

市の地域防災計画には、大雪に関する災害対策組織の設置基準が定められている。

気象情報	市の行動	保育係の行動の目安
大雪注意報（24 時間降雪の深さ 10cm）	●情報監視態勢 気象状況の把握	・保育所等、保護者への情報提供・注意喚起
気象状況の悪化の予想（24 時間以内の災害発生予想） 大雪警報（24 時間降雪の深	●雪害情報連絡会態勢 雪害情報連絡会の設置 職員の体制（自宅待機、一部の	・登園自粛要請の決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定

さ 30cm）発表または発表が予想される場合	職員は宿泊の必要性等の検討） 各施設、行事等（福祉バス含む）の対応方針の確認	（全施設） （子ども家庭部長が判断）
降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障をきたすおそれがある場合	●雪害緊急対策会議態勢 雪害緊急対策会議の設置 災害防止対策 広報活動 職員招集範囲の決定と招集 小中学校、保育園及び市施設等の対応 市主催事業の対応	・臨時休園の決定（全施設）
特別警報発表 人的被害やライフラインの停止、住民等の避難が必要となる状況	●第一非常配備態勢（災害対策本部設置）	・全施設の臨時休園が「確定」
	●第二非常配備態勢（災害対策本部設置）	同上

（２）風水害

市の地域防災計画には、台風の接近・上陸に伴う多摩川の洪水を対象とした避難情報に着目したタイムライン（防災行動計画）があり、これには、気象・水象情報に基づき、市が行う行動が示されている。

気象・水象情報	市の行動	保育係の行動の目安
台風情報（随時） 台風に関する東京都気象情報（随時） 大雨注意報・洪水注意報発表 大雨・洪水警報発表 暴風警報発表 **（警戒レベル１、警戒レベル２に相当）※気象庁が発表**	●情報監視態勢 消防団・施設管理者に注意喚起 住民に注意喚起 ●風水害情報連絡会態勢 警戒体制・職員招集の検討 消防団に「待機・準備」を指示	・保育所等、保護者への情報提供・注意喚起 ・登園自粛要請の検討・決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定（杉ノ子第二・わらべつくし（以下「２園」）） ・代替保育の調整
氾濫注意水位到達 調布橋水位観測所 ：水位 1.00m	●風水害緊急対策会議設置 避難所開設の準備 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫注意情報を伝達 消防団に「出動」を指示 **（警戒レベル３）高齢者等避難**の発令準備（避難が夜間・早朝となる場合は、早めの発表判断）	・登園自粛要請の決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定（２園） ・２園を臨時休園とした場合は代替保育実施
避難判断水位到達 調布橋水位観測所 ：水位 1.20m **（警戒レベル３）**	●第一非常配備態勢（災害対策本部設置） **【高齢者等避難発令】（警戒レベル３）**	・２園の臨時休園が「確定」 ・２園以外の施設の登園自粛要請が「確定」

	避難勧告の発令準備（避難が夜間・早朝となる場合は、早めの発表判断） 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫警戒情報を伝達	・２園の代替保育実施
氾濫危険水位到達 調布橋水位観測所 ：水位 1.60m 大雨特別警報発表 （警戒レベル４）	●第二非常配備態勢 **【避難指示発令】**（警戒レベル４） 全職員の配備 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫危険情報を伝達 特別警報の住民周知、避難指示の措置状況の確認	・２園の臨時休園が「確定」 ・２園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・２園の代替保育実施
堤防天端水位到達 調布橋水位観測所 ：おおむね水位 4.70m （警戒レベル５）	**【緊急安全確保発令】**（警戒レベル５） 要配慮者利用施設、関係機関に氾濫危険情報を伝達 消防団に退避指示	・２園の臨時休園が「確定」 ・２園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・２園の代替保育実施
堤防決壊・氾濫	要配慮者利用施設、関係機関に氾濫発生情報を伝達 住民に堤防決壊等を周知 関係機関への堤防決壊の通知、被害拡大の防止	・２園の臨時休園が「確定」 ・２園以外の施設の登園自粛要請が「確定」 ・２園の代替保育実施

（３）地震

市の地域防災計画には、地震に関する災害対策組織の設置基準が定められている。

市内の震度	市の行動	保育係の行動の目安
震度５弱 副市長が必要と判断した場合	●緊急対策会議態勢	・登園自粛要請の決定（全施設） ・臨時休園の検討・決定（全施設）
震度５強 市長が必要と判断した場合	●第一非常配備態勢（災害対策本部の設置）	・臨時休園の「確定」（全施設）
震度６弱以上 市長が必要と判断した場合	●第二非常配備態勢（災害対策本部の設置）	同上

【問合せ】
福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係　042-551-1780（直通）